

財団法人 日本障害者リハビリテーション協会

寄 附 行 為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人日本障害者リハビリテーション協会という。

(事 務 所)

第2条 この法人は、事務所を東京都新宿区戸山1丁目22番1号に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、国内外における障害者のリハビリテーションに関する調査研究を行なうとともに、国際障害者リハビリテーション協会(米国ニューヨーク市所在)の加盟団体として国際的連携を強化し、もって障害者のリハビリテーション事業の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 昭和天皇80歳記念「障害者リハビリテーション振興基金」の運営
- (2) 障害者のリハビリテーションに関する調査、研究
- (3) 障害者のリハビリテーションに関する調査、研究の推進のための支援
- (4) 障害者のリハビリテーションに関する教育、研修
- (5) 障害者のリハビリテーションに関する情報の収集及び提供
- (6) 障害者のリハビリテーション関係団体等に対する連絡及び技術協力
- (7) 障害者のリハビリテーションに係る国際協力
- (8) 国際障害者リハビリテーション協会に対する協力及び費用の負担
- (9) 第二種社会福祉事業身体障害者福祉センター・全国身体障害者総合福祉センター・「戸山サンライズ」の受託経営
- (10) その他この会の目的を達成するために必要な事業

第2章 資 産 及 び 会 計

(資 産 構 成)

第5条 この法人の資産は次の通りとする。

- (1) この法人設立当初寄附された財産目録記載の財産
- (2) 障害者リハビリテーション振興基金

- (3) 寄附金品
- (4) 補助金及び助成金
- (5) 資産から生ずる果実
- (6) 会費
- (7) その他の収入

(資産の区分)

第6条 この法人の資産を分けて基本財産及び運用財産の二種とする。

2 基本財産は、財産目録のうち基本財産の部に記載する次の資産及び将来基本財産に編入される資産で構成する。

現金 壹百万円

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合にはその指定に従って基本財産または運用財産に編入する。

(資産管理)

第7条 この法人の資産のうち、現金は確実な有価証券を購入するか、または確実な銀行その他の金融機関に預金もしくは金銭信託として会長が保管する。

(基本財産の処分)

第8条 基本財産は、消費しまたは担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由がある時は、理事会の議決及び評議員会の同意を経、かつ厚生大臣の承認を受け、その一部に限り処分または担保に供することができる。

(経費)

第9条 この法人の事業遂行に必要な経費は、運用財産をもってあてる。

(特別会計)

第10条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第11条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度前会長において編成し、理事会の議決及び評議員会の同意を経なければならない。これを変更した場合も同様とする。

(決算)

第12条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に会長において作成し、財産目録及び事業報告書とともに監事の監査を経て、理事会の承認及び評議員会の同意を得なければならない。

2 この法人の決算に余剰金が生じたときは、理事会の議決を経てその一部もしくは全部を基本財産に編入し、または次会計年度に繰り越すものとする。

(臨時措置)

第13条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の承認及び評議員会の同意を経なければならない。ただし、当該年度内の収支をもって償還する一時借入金についてはこの限りではない。

2 前項ただし書の一時借入金の借入の限度額は、理事会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第14条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終る。

第3章 役員及び職員

(役員)

第15条 この法人に次の役員を置く。

理事 30名以内

監事 3名以内

(選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会で選出し、会長が委嘱する。

2 理事は互選により会長1名、副会長3名、専務理事1名、常務理事3名を定める。

(会長、副会長、専務理事及び常務理事)

第17条 会長は、この法人を代表し会務を統轄する。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、あらかじめ会長の定める順位によりその職務を代行する。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の業務を処理するとともに会長の指定する業務について専決処理する。

4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の業務を処理する。

(理事の職務)

第18条 理事は理事会を組織し、この法人の業務を議決し執行する。

(監事の職務)

第19条 監事は次の職務を行なう。

(1) 法人の財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(役員の任期)

第20条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

(解任)

第20条の2 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分2以上の議決に基づいて解任することができる。

この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行にたえないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(総裁)

第21条 この法人に総裁を置く。

2 総裁は、理事会の議決を経て会長が推戴する。

3 総裁は、この法人の運営に関し会長に意見を述べることができる。

(名誉会長)

第22条 この法人に名誉会長を置くことができる。

2 名誉会長は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

3 名誉会長は、この法人の運営に関し会長に助言することができる。

(顧問)

第23条 この法人に顧問若干名を置く。

2 顧問は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べる。

(事務局及び職員)

第24条 この法人の事務を処理するため事務局を設け職員を置く。

2 職員は、会長が任免する。

第4章 理 事 会

(理事会)

第25条 理事会は会長が招集して、その議長となる。理事の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求のあったときは、理事会を招集しなければならない。

(議決方法)

第26条 理事会は、理事の2分の1以上が出席しなければ会議を開き議決することができない。

- 2 理事会を召集する場合において会長が特別の必要があると認めるときは、書面をもって意見を徴してこれに代えることができる。
- 3 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めのある場合を除く外、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 開会の定足数、議決の定足数については、委任状によるもの、代理人によるものを認める。

(議事録)

第26条の2 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者数及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印をしなければならない。

第5章 評議員会

(評議員会)

第27条 この法人に30名以内の評議員をもって構成する評議員会を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、会長が委嘱する。
- 3 評議員については、第20条の規定を準用する。この場合において条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。
- 4 評議員会は、随時会長が招集してその議長となる。
- 5 評議員会は、この法人の業務に関する重要事項について会長の諮問に応じて意見を述べる。
- 6 評議員会においては、第25条、第26条及び第26条の2の規定を準用する。この場合において条文中「理事」及び「理事会」とあるのは、それぞれ「評議員」及び「評議員会」と読み替えるものとする。

第6章 障害者リハビリテーション振興基金

(障害者リハビリテーション振興基金運営委員会)

第28条 この法人に障害者リハビリテーション振興基金の運営について審議するた

め、20名以内の委員をもって構成する障害者リハビリテーション振興基金運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

- 2 委員は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。
- 3 委員は、互選により委員長1名、副委員長2名を定める。
- 4 会長は、障害者リハビリテーション振興基金の運営に関する重要事項について、運営委員会の意見を聞かなければならない。

第7章 会員及び会費

(会 員)

第29条 この法人に通常会員及び賛助会員を置く。

- 2 通常会員は、国内におけるリハビリテーション事業に関係ある団体とし、賛助会員はこの法人の目的趣旨に賛同し協力する団体もしくは個人とする。

(会 費)

第30条 会費に関する規定は別にこれを定める。

第8章 寄附行為の変更並びに解散

(寄附行為の変更)

第31条 この寄附行為は、理事会における出席理事及び評議員会における出席評議員の3分の2以上の同意並びに厚生大臣の認可がなければ変更することができない。

(解 散)

第32条 この法人は、理事会における出席理事及び評議員会における出席評議員の3分の2以上の同意並びに厚生大臣の認可を得て解散することができる。

(残余財産の帰属)

第33条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会の議決及び評議員会の同意を経て厚生大臣の認可を受け、類似の目的をもつ他の公益法人に寄附するものとする。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和 39 年 9 月 29 日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和 45 年 11 月 9 日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和 56 年 7 月 15 日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和 59 年 10 月 11 日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成 4 年 5 月 21 日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成 5 年 3 月 4 日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成 8 年 5 月 21 日から施行する。